

肢体障害者施設助成事業の 申請施設を募集します！

例えば...

施設の備品等の購入又は
修繕、施設の修繕

利用者のためのレクリエー
ション、外出プログラム、
講習会等の事業

上記のような施設の事業について、市民社協が助成します！

対象施設 以下の全てに当てはまる施設

- 武蔵野市内に住所を有する施設
- 肢体不自由児者を受け入れている施設又は受け入れる予定のある施設
- 申請時点において運営開始から1年以上経過している施設

対象事業 施設の備品等の購入又は修繕、施設の修繕、利用者のためのレクリエーション、外出プログラム、講習会等の事業（令和7年3月までに購入、修繕、事業が完了するもの）

<対象外となる事業>

- ・今年度に東京都共同募金会の地域配分の交付を受けた事業
- ・主にスタッフが利用するための備品購入や修繕
- ・事務管理を主な目的とした備品購入や修繕
- ・特定の政党若しくは政治団体のための活動、特定の宗教のための活動
- ・営利を目的とする活動又は公序良俗に反する活動等

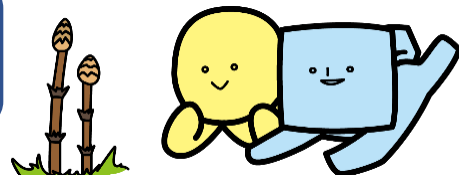
助成額 1施設ごとに30万円

- 申請する事業の総事業費の75%を上限とします。

※施設の運営主体が株式会社（合同会社も含む）の場合は、申請する事業の総事業費の50%までとします。

審査 令和6年10月25日（金）までに申請書と見積書を市民社協にご提出ください。市民社協にて書類審査後、交付を決定します。

市民社協では、市民の方からの「肢体不自由児のために役立ててほしい」との寄付を財源として、本助成事業を実施します。



肢体障害者施設助成事業 提出書類一覧

① 申請書作成

右記もしくは本会ホームページから書式をダウンロードできます。

↓書式のダウンロードはこちら



申請書



申請書の記入例

<提出する書類>

- (1) 肢体障害者施設助成 申請書
- (2) 見積書（原則2カ所以上から取得）

② 申請書提出

令和6年10月25日（金）17時まで。事前に電話連絡のうえ、メール、郵送または持参にて市民社協へ提出（必着）。書類の不備があった場合は、後日再提出していただきます。

※再提出の締切も10月25日（金）までとなりますので、ご注意ください。

③ 助成金交付決定

11月中旬以降に各施設に決定通知をお送りします。

交付決定通知書が届いたら、助成金交付請求書を提出ください。提出後に指定の口座に振り込みます。

④ 事業（購入備品等）の実施

申請事業の内容変更等があった場合は、必ず市民社協にご連絡ください。

⑤ 事業終了

市民社協に「実績報告書」「収支報告書」「成果物が写った写真」を提出してください。

※令和7年4月30日までに提出がない場合は、次年度のこの事業への申請はできません。必ずご提出ください。

※写真は広報紙等に公表させていただく場合があります。

【問い合わせ】

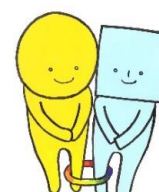
社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）

〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町1-9-1

TEL：0422-23-0701 FAX：0422-23-1180

E-Mail：shimin@shakyou.or.jp

HP：<https://www.shakyou.or.jp/>



市民社協キャラクター
あいあい

市民社協事務所建替えのため、9月下旬に事務所の移転を予定しております。9月下旬以降に郵送や持参での提出を予定している場合は、事前連絡の際に住所をお伝えします。